

長浜市福祉・介護新規参入促進事業助成金

～ 初任者研修の受講費用の一部を助成します！ ～

- 長浜市では、本市の福祉事業所に従事する介護人材の新規参入の促進を図るため、介護職員初任者研修の受講に要した費用の一部について助成します。

1 助成対象要件

市内にお住いの人で、市税、介護保険料、国民健康保険料（税）に未納がなく、次のすべてが当てはまる人。

- (1) 介護職員として経験のない人。
- (2) 平成30年度以降に受講開始した初任者研修を修了した人。
- (3) 平成30年度以降に福祉の職場体験を体験した人。
- (4) 市内の福祉事業所に、初任者研修を修了した日から数えて1年以内に就職した人。
- (5) 市内の福祉事業所に、介護職員として週20時間以上勤務している人。
- (6) 市内の福祉事業所に、介護職員として就職した日から数えて3か月以上継続して勤務している人。
- (7) 初任者研修に要した受講料及び教材費を負担した人。

2 助成金額

研修に要した受講料及び教材費の半額（千円未満切捨て）とし、上限3万円

3 助成予定

10人程度（予算の範囲内で）



4 申請方法・提出書類

次の書類を高齢福祉介護課に提出してください。

- (1) 長浜市福祉・介護新規参入促進事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 介護職員初任者研修受講修了証の写し
- (3) 受講費用の領収書の写し等支払いの確認できるもの（※研修名が記載されているもの）
- (4) 在職証明書（お勤め先でもらってください。）

5 その他

この補助金は、令和3年度（令和4年3月31日）で終了します。

事業の詳細、申請書等は下記のホームページをご覧ください。

長浜市ホームページ(長浜市福祉・介護新規参入促進事業助成金)

トップ

→

福祉・健康

→

高齢者福祉

→

お知らせ

<問い合わせ・申請先>

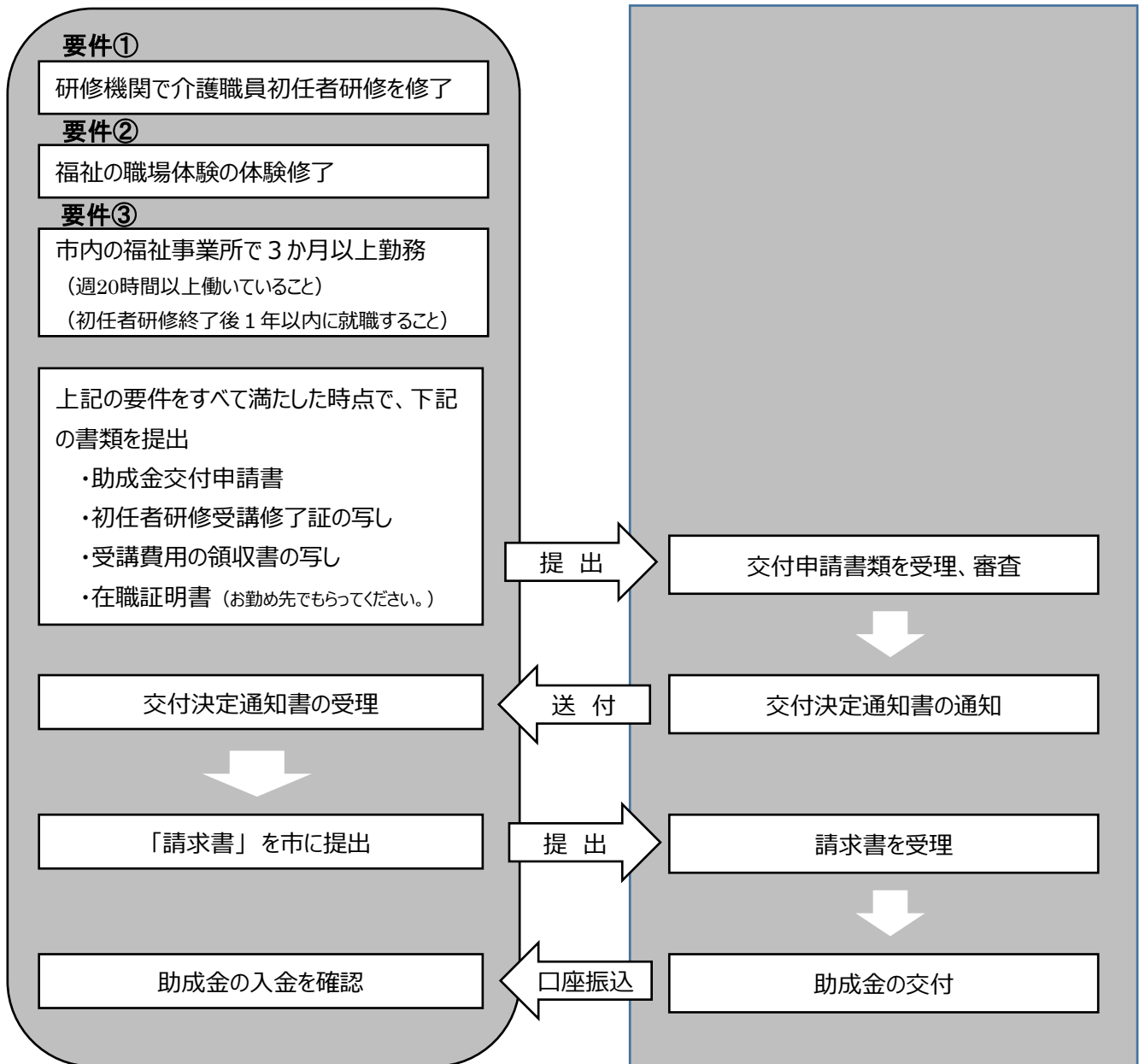
長浜市 健康福祉部 高齢福祉介護課

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

TEL 0749-65-7789 FAX 0749-64-1437

Eメール kourei-kaigo@city.nagahama.lg.jp

長浜市福祉・介護新規参入促進事業助成金の手続きの流れ



申請のタイミング

要件①②③をすべて満たしたら申請できます。

①研修を修了する。②体験を修了する。③市内の同一の福祉事業所に介護職員として3か月以上(週20時間以上勤務)継続して勤務している。(※就職した日から3か月を経過する日の属する年度内)

